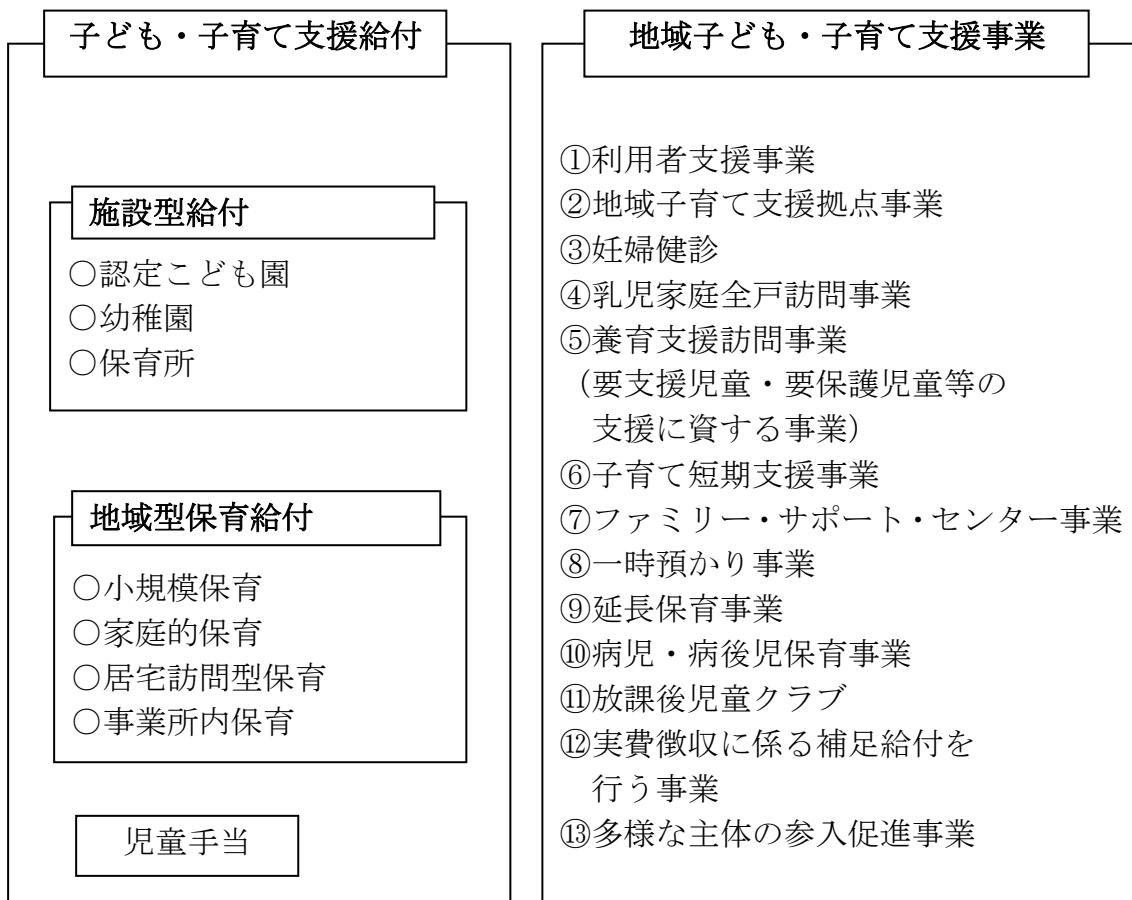


新制度の全体像

子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。



保育の必要性の認定区分

1号認定	満3歳～5歳で	保育の必要性なし（教育のみ）
2号認定	満3歳～5歳で	保育の必要性あり（教育+保育）
3号認定	0歳～2歳で	保育の必要性あり（保育のみ）